

電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る

検討会の議事の公開について（案）

1 会議の公開について

- (1) 指定調査機関の財務状況について、詳細な部分にわたって議論を行う可能性があり、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあるため、検討会は原則非公開とする。
- (2) 検討会の出席者は、検討会において知り得た情報で、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあるものについては、検討会の出席者、及び、座長が特に認めた者以外に漏洩してはならないものとする。

2 検討会の資料の公開について

- (1) 検討会の資料については、原則公開とする。
- (2) ただし、検討会の資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、検討会は資料の公開を延期又は非公開とすることができる。
- (3) 資料は、事務局により閲覧その他の方法により公開するものとする。

3 議事概要の公開について

- (1) 議事概要については、原則公開とする。
- (2) ただし、議事概要を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事概要の該当部分を削除した上で公開することができる。
- (3) 議事概要は、事務局により閲覧その他の方法により公開するものとする。